税務課よりお知らせ

この機会に自己資産をチェック！
固定資産課税台帳で確認を

閲覧・縦覧制度は、ご自分の固定資産税・都市計画税の課税内容の確認、他の土地や家屋との価格を比較して自分の資産価格が適当であるかを判断できる機会です。

次の日程で行いますので、この機会に自己資産をご確認ください。台帳を確認いただき疑問や不明な点がありましたらお尋ねください。

■無料閲覧・縦覧期間
4月1日（水）
～6月1日（月）
8時30分～17時15分
（土、日、祝日は除く）

■閲覧・縦覧場所
税務課固定資産税担当

◆閲覧制度とは

納税義務者等が自己の固定資産課税台帳を見ることができる制度です。

・期間　閲覧はいつでも可
・手数料　前記期間は無料
（期間外は1件300円）
・閲覧対象者　納税義務者、所有者、借地借家人
※代理人として閲覧する場合は閲覧対象者の委任状が必要です。
※借地借家人またはその代理人が閲覧する場合は、契約書等の権利関係を示す書面が併せて必要です。

◆縦覧制度とは

固定資産税の納税者が自己の所有する土地や家屋の評価額と、他の土地や家屋の評価額を比較することにより、評価額が適正であるかを確認できる制度です。

・期間　上記期間のみ
・手数料　無料
・縦覧対象者
固定資産税の納税者
※代理人として縦覧する場合は、縦覧対象者の委任状が必要です。
※法人は代表者印を持参すれば委任状は不要（閲覧・縦覧共通）

◆土地地番台帳の閲覧の廃止について

市では、これまで、土地の所有者の住所・氏名や面積などの登記情報等を記載した土地地番順台帳を閲覧の対象としていましたが、個人情報保護の観点から、平成27年4月1日よりこの閲覧制度を廃止します。閲覧を希望される方は、法務局の閲覧制度をご利用ください。

■問い合わせ
税務課固定資産税担当
（内線156～158）

4月1日までに手続きを
軽自動車等の廃車・名義変更はお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車等を売ったり、譲ったり、廃車にしたときは必ず所定の手続きをお願いします。また、転出や転入をしたときも早めに手続きを行ってください。

■4月1日までに廃車の手続きを
4月1日までに廃車の手続きをすると、新年度分からの軽自動車税はかかりません。

また、他人に譲ったときの名義変更手続きも4月1日までにすると、税金は前の所有者には課税されません。

4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、軽自動車税は月割り制度がありませんので、その年度の税金をお返しできませんのでご注意ください。

■問い合わせ・手続き先
車両の種類ごとに、次のとおり手続き場所が異なりますのでご注意ください。

＊【軽自動車、軽二輪車】
山梨県軽自動車検査協会
☎050－3816－3121
＊【小型二輪】
山梨運輸支局
☎050－5540－2039
＊【原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車】
市税務課市民税担当
（内線153～155）

ご注意ください！
原動機付自転車及び二輪車の軽自動車税引き上げが一年延期になる予定です。

広報1月号で、平成27年度からの軽自動車税の引き上げについてお知らせをしましたが、1月14日に閣議決定された平成27年度税制改正の大綱により、原動機付自転車及び二輪車の軽自動車税の引き上げが一年延長され、平成28年度からの適用になる見通しです。

今後、詳細がわかり次第あらためてお知らせします。

■問い合わせ
税務課市民税担当
（内線153～155）